8　トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

9　トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア．トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、②及び③の各物質が処方構成成分として添加されている場合にあっては、技術的に使用が不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②規則（ＥＣ）№1272／2008のAnnex　Ⅵ、の表３．１のＣＭＲカテゴリ１Ａ、１Ｂ又は２に分類される別表１の各物質。

別表１　使用を制限する物質

| 危険有害性クラス | 危険有害性カテゴリコード | ＣＬＰ規則（ＥＣ）№1272／2008 |
|---|---|---|
| 発がん性 | Carc.１Ａ及び１Ｂ | H350：発がんのおそれ |
| 発がん性 | Carc.１Ａ及び１Ｂ | H350i：吸入による発がんのおそれ |
| 発がん性 | Carc.２ | H351：発がんのおそれの疑い |
| 生殖細胞変異原性 | Muta.１Ａ及び１Ｂ | H340：遺伝性疾患のおそれ |
| 生殖細胞変異原性 | Muta.２ | H341：遺伝性疾患のおそれの疑い |
| 生殖毒性 | Repr.１Ａ及び１Ｂ | H360：生殖能または胎児への悪影響のおそれ |
| 生殖毒性 | Repr.２ | H361：生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い |

ＲＥＡＣＨ規則第59条第１項に記載のリスト（いわゆるＳＶＨＣ候補リスト）に掲げられた物質は対象に含まれる。

③規則（ＥＣ）№1272／2008のAnnex　Ⅰに定められた以下のＨフレーズを伴う混合物のラベリングを要する、または同種混合物分類の要求に合致する別表２の物質。

別表２　使用を制限する物質

| 危険有害性クラス | 危険有害性カテゴリコード | ＣＬＰ規則（ＥＣ）№1272／2008 |
|---|---|---|
| 特定標的臓器有害性、単回暴露 | ＳＴＯＴ　ＳＥ１ | H370：臓器の障害 |
| 特定標的臓器有害性、単回暴露 | ＳＴＯＴ　ＳＥ２ | H371：臓器の障害のおそれ |
| 特定標的臓器有害性、反復暴露 | ＳＴＯＴ　ＲＥ１ | H372：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害 |
| 特定標的臓器有害性、反復暴露 | ＳＴＯＴ　ＲＥ２ | H373：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害のおそれ |

④ＲＥＡＣＨ規則（ＥＣ）№1097／2006のAnnex　ⅩⅦ　Appendix８（別表３）にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料（染料または顔料）。

別表３　アゾ基の分解により生成してはならないアミン

| | 化　学　物　質　名 | ＣＡＳ　№ |
|---|---|---|
| 1 | ４－アミノジフェニル | 92－67－１ |
| 2 | ベンジジン | 92－87－５ |
| 3 | ４－クロロ－ｏ－トルイジン | 95－69－２ |
| 4 | ２－ナフチルアミン | 91－59－８ |
| 5 | ｏ－アミノアゾトルエン | 97－56－３ |
| 6 | ２－アミノ－４－ニトロトルエン | 99－55－８ |
| 7 | ｐ－クロロアニリン | 106－47－８ |
| 8 | ２，４－ジアミノアニソール | 615－05－４ |
| 9 | ４，４’－ジアミノジフェニルメタン | 101－77－９ |
| 10 | ３，３’－ジクロロベンジジン | 91－94－１ |
| 11 | ３，３’－ジメトキシベンジジン | 119－90－４ |
| 12 | ３，３’－ジメチルベンジジン | 119－93－７ |
| 13 | ３，３’－ジメチル－４，４’－ジアミノジフェニルメタン | 838－88－０ |
| 14 | ｐ－クレシジン | 120－71－８ |
| 15 | ４，４’－メチレン－ビス－（２－クロロアニリン） | 101－14－４ |
| 16 | ４，４’－オキシジアニリン | 101－80－４ |
| 17 | ４，４’－チオジアニリン | 139－65－１ |
| 18 | ｏ－トルイジン | 95－53－４ |
| 19 | ２，４－トルイレンジアミン | 95－80－７ |
| 20 | ２，４，５－トリメチルアニリン | 137－17－７ |
| 21 | ｏ－アニシジン | 90－04－０ |
| 22 | ４－アミノアゾベンゼン | 60－09－３ |

イ．トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する2012年５月22日付の欧州議会及び理事会規則（ＥＵ）No528／2012」のAnnex Ⅰにリストされ、製品分類６に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ．トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。

エ．トナー及びインクのＳＤＳ（安全データシート）を備えていること。